

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24 年10 月1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23 条第5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

株式会社エアメント

〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡 2 - 7 - 1 3 - 8

派遣労働者の数	0人
派遣先の数	0件
マージン率	0.0%
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・マナー・接遇・施工管理技士訓練
派遣料金の1 人あたりの平均額	0円
派遣社員の賃金の平均	0円

※令和8年度事業報告による

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
☐ 労使協定を締結していない。 ☒ 労使協定を締結している。 ・ 協定労働者の範囲 建築・土木・測量技術者 ・ 協定書の有効期間終期 令和9年3月31日

派遣実績なし

キャリアコンサルティング相談窓口 担当：彼末

連絡先 049-283-0590